



部下を成長させる 経験

部下の成長に経験が積みまされる必要があり、どのような経験が適切なものであるのか。左の図のストレスゾーン（挑戦空間）にある仕事をさせることです。

コンフォートゾーン（快適空間）
ストレッチゾーン（挑戦空間）
混乱空間
パニックゾーン



逆にパニックゾーン（混乱空間）にある仕事では失敗するリスクが高く、強くない。コンフォートゾーン（快適空間）にある仕事を与えてもほんわかした気持ちになりませんが、成長にはなりません。



安やプレッシャーを感じます。強靭なメンタルの持ち主でない限りつぶれてしまいます。

※この記事の参考文献
東京大学准教授 中原淳著「フードバック入門」

— 某社の人事評価研修講師をつとめる副所長

雑感

先日、私もとうとう四十になりました。四十、五十、六十、七十、八十、九十、百歳、という区切りは、区切りがないうちから現れ、新たなことにチャレンジしなされるべきだと感じます。中国古典の専門知識は、正しく活用され、現代を生き抜くための新説として、響くものだと思います。

（所長）



九月三十日から 最低賃金引上げ



三年連続二十年以上の引上げとなりました。最低賃金は全ての労働者に適用されます。つまり、月給や日給の算し最低賃金（九百九円）を上回っていることが必要です。

政府は三月に働き方改革実行計画で最低賃金を年率三％程度を目標として全を平均千円を目標として指すとされています。最低賃金の引き上げはまだ続きそうです。

所定労働日数：260日/年、
所定労働時間：8時間/日の場合

1ヶ月の平均所定労働時間数は、
8時間×260日÷12ヶ月＝173時間20分です。
909円×173時間20分＝157,559.99…
となり、月給が157,560円を下回ると最低賃金以下の賃金となります。
（最低賃金には、職務手当などは含まれますが、通勤手当、家族手当や精皆勤手当などは含まれません。）
日給の方は日給÷1日の所定労働時間が最低賃金を下回らないようにする必要があります。

9月1日から
厚生年金保険料率が変わります。
18.182%⇒18.300%